

横浜市市民文化会館関内ホール
指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和3年5月

1 経緯

横浜市市民文化会館関内ホールの候補者（以下、「指定候補者」という。）の指定管理者の選定にあたり、横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、「横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）に基づき、応募者の提出書類の審査及び面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、「横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会運営要綱」第 10 条に基づき、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会 委員

	氏名	所属等
委員長	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
委員	大野 幸子	和光大学経済経営学部 准教授
委員	佐々木 岳	公益財団法人 武蔵野文化事業団 常務理事・事務局長
委員	関谷 裕子	税理士

3 審査の経過

令和2年 12 月 25 日	令和2年度第1回選定評価委員会(委員長の選出、公募要項等の確定等)
令和3年1月 21 日 ～	公募要項の公開(文化観光局ホームページ掲載)
令和3年1月 21 日 ～ 2月 10 日	応募説明会及び現場説明会の参加申込の受付
令和3年2月 12 日	応募説明会及び現場説明会の開催(参加3団体、6人)
令和3年2月 12 日 ～ 2月 26 日	公募要項等に関する質問の受付
令和3年3月 12 日	公募要項等に関する質問の回答
令和3年2月 12 日 ～ 2月 26 日	応募登録の受付
令和3年4月1日及び4月2日	応募書類の受付

令和3年5月 17 日	令和3年度第1回選定評価委員会(面接審査及び本審査) 指定候補者の選定
-------------	--

4 応募者

次の1団体から応募がありました。

共同事業体	かんないアート&メディアパートナーズ
代表構成団体	株式会社tvkコミュニケーションズ
構成団体	株式会社テレビ神奈川
構成団体	株式会社神奈川新聞社
構成団体	株式会社清光社
構成団体	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

令和3年度第1回選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた「評価基準項目」(別添)に従って、応募者の提出書類の審査及び面接審査(応募者によるプレゼンテーション及び質疑)を行い、指定候補者の選定を行いました。

点数は、各委員の持点を220点とし、最低基準点(加減点項目を除く1～6の評価基準項目の合計200点満点の6割以上)未満の場合、指定候補者として選定しないこととしました。委員は4名のため、総計は880点です。

6 応募者の応募条件の審査

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を有し、かつ制限事項に該当しないことを確認しました。

7 審査結果

審査の結果、次のような採点となりました。

選定基準項目	配点 (一人あたり)	最低 基準点	委員A	委員B	委員C	委員D	合計点
1 団体の状況	10		10	10	8	8	36
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	20		18	17	13	18	66
3 職員配置・育成	20		18	14	14	16	62
4 事業計画(施設の使命を達成するための提案)	105		97	87	77	86	347
5 収支計画及び指定管理料	30		25	20	20	21	86
6 その他	15		14	11	10	12	47
小 計	200	120	182	159	142	161	644

その他（加減要素）	20		10	10	10	10	40
小 計（加減要素含む）	220		192	169	152	171	684
合 計	委員計 880 点		684				

なお公募要項に、指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 200 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要である旨の記載があります。今回、4 名全ての委員がこの基準を満たしております。

以上の結果、次のとおり指定候補者を決定しました。

指定候補者	かんないアート&メディアパートナーズ
-------	--------------------

8 応募団体に対する講評

「ひとや地域をささえる」という基本的な方針のもと、市の文化政策及び施設の使命を的確に理解するとともに、当施設及び周辺地域の課題についても認識しており、地域の活性化に焦点を当てた提案がなされていました。

提案者である共同事業体の構成団体には、長らく継続的な指定管理者であった団体が含まれており、経験を活かした、安定した施設運営が期待できます。財務の状況についても、財務体質は健全であり、5 年間安定した運営をするだけの財政的基盤が整っていると考えます。

施設の使命に対しては、既存の運営をベースとして、新たな取組や考え方を提案している点を評価できますが、一方で具体性に欠ける部分がありました。また、共同事業体の構成に変更があるとはいえ、構成団体の大半は長年変更されておらず、新規のアイデア出しが困難になっているのではないかという懸念を感じます。

文化芸術を通じた地域のにぎわいの創出が重視されており、年齢や障害の有無に関わらない幅広い市民に対する多様な取組に加え、地域の団体等との連携が提案されていた点を評価します。

9 選定における総評

共同事業体の代表構成団体は第 3 期指定管理期間の指定管理者と同様であるため、これまでの実績と経験に基づいた内容であり、着実な運営が期待できます。今回新たに提案された取組については、実現に向けたさらなる具体的な検討を進めてください。

次期指定期間においては、指定管理期間の 5 年間に留まらない長期的な視野をもって馬車道エリア全体の活性化に向けた取組等を充実させることで、関内ホールが地域の文化芸術の結節点となっていくことを期待します。

(別添)

評価基準項目

項 目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況			10
(1)団体の状況（財務状況含む）	・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）が健全であるか	様式 10、11	10
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			20
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	・市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか ・施設の使命を果たすために適切な方針となっているか	様式 12	10
(2)応募理由	・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか ・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか	様式 13	10
3 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） ・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・スタッフの育成に関する考え方が適切か ・事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか ・個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の施設として、市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。	様式 14、15	20
4 事業計画（施設の使命を達成するための取組）			105
「使命1：文化芸術活動をはじめとする市民の活動の場となる」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 16－1、2	20
「使命2：文化・芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 17－1、2	20
「使命3：次世代を担う人材を育む」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 18－1、2	20
「使命4：地域のにぎわいを創出する」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 19－1、2	20
「使命5：利用者の視点に立ち、持続可能性を高める	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 20－1、2	20

施設運営を行う」を達成するための取組			
「使命6：新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組	・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 21	5

5 収支計画及び指定管理料	30
----------------------	-----------

(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	・利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか	様式 22-A、22-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	・指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか ・経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か	様式 23	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	・利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ・5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	様式 24	10

6 その他	15
--------------	-----------

(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	・業務の基準に定める「関内ホールに求められる使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 ・市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。	様式 25	5
(2) 市の重要政策課題への対応	・市の重要政策課題（個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、障害者差別解消、男女共同参画、市内中小企業優先発注）への団体の対応状況は適切か。	様式 26	5
(3) 提案書全体に対する評価	・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		5

小 計 (A)	200
----------------	------------

その他（加減要素）	±20
------------------	------------

(1) 市内中小企業等であるか【必須評価基準項目】	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10
---------------------------	---	--	----

(2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象） ※選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象）	第三者評価結果	± 1 0
小 計 （B）			2 0

合 計 （C = A + B）	2 2 0
-----------------	-------

※大項目 1 ～ 6 の合計点（2 0 0 点）を満点とする。